

## 令和3年度十和田市U I Jターン移住就職奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、人口減少対策及び雇用対策の一環として、U I Jターンをし、市内事業所に就職した者に対して、予算の範囲内で令和3年度十和田市U I Jターン移住就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) U I Jターン 上十三・十和田湖広域定住自立圏（十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町及び秋田県小坂町で構成する圏域をいう。以下「定住自立圏」という。）外で1年以上住所を有した後、本市を住所地として住民基本台帳に記録し、当該住所を生活の拠点とすることをいう。ただし、転勤等によるものを除く。

(2) 市内事業所 市内に本店、支店等を有する雇用保険適用事業所をいう。ただし、次に掲げる事業所を除く。

ア 次条に規定する交付対象者の一親等又は二親等に当たる者が経営する事業所

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている事業所

ウ 政治団体又は宗教団体に該当する事業所

(3) 転勤等 自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、職種、職務内容又は勤務場所が変更されるもの及び自己の雇用先の事業所に従業員としての地位を保持したまま、他の企業の事業所において当該事業所の

業務に従事することをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 令和2年10月1日以降にU I Jターンをしたこと者。
- (2) 奨励金の交付の申請をした日から起算して5年以上継続して本市に居住する意思を有すること。
- (3) 令和3年1月1日以降に、雇用期間に定めのない1週間の所定労働時間が30時間を超える雇用契約を市内事業所と締結し、当該市内事業所で3か月以上就労した者であること。ただし、雇用契約の締結後3か月を経過しないうちに当該市内事業所から市外の事業所に転勤となった場合において、その者が引き続き転勤後の事業所に就労し、雇用契約の締結から3か月以上経過したときは、当該市内事業所で3か月以上就労したものとみなす。
- (4) 市区町村税に滞納がないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例(平成23年十和田市条例第39号)第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 同一世帯の家族等の転勤等により、本市に転入し就職する者でないこと。
- (7) 新規学校卒業者でないこと。
- (8) 公務員でないこと。
- (9) 過去に奨励金の交付を受けていないこと。
- (10) 国、県、市等から移住就職の奨励に関する補助金、奨励金等の交付を受けていないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、交付対象者1人あたり10万円とする。

(奨励金の交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年3月31日までに、令和3年度十和田市U I Jターン移住就職奨励金交付申請

書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票（世帯全員のもの）の写し
- (2) 就労証明書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 雇用保険被保険者証の写し
- (5) 市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号及び同項第5号に掲げる書類に関する情報を利用することについて、申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 奨励金の交付の申請は、同一世帯において1人に限るものとする。

（奨励金の交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、令和3年度十和田市U I Jターン移住就職奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付の決定の取消し）

第7条 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 令和4年3月31日までに次条の規定による奨励金の請求をしないとき。
- (3) 奨励金の申請をした日から起算して5年未満で転出したとき。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、令和3年度十和田市U I Jターン移住就職奨励金交付決定取消通知書（様式第5号）

により、交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは当該各号に定める奨励金の額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき 奨励金の全額
- (2) 奨励金の申請をした日から起算して3年未満で転出したとき 奨励金の全額
- (3) 奨励金の申請をした日から起算して3年以上5年未満で転出したとき 奨励金の半額

(奨励金の請求)

第9条 交付決定者は、奨励金を請求しようとするときは、令和3年度十和田市U I Jターン移住就職奨励金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。